

グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の 設計のための緊急調査事業について

令和7年8月

農林水産省

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

1. 調査概要等

みどりの食料システム戦略緊急対策のうち

グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業【令和6年度補正予算額 3,828百万円の内数】

<対策のポイント>

新たな基本法の下で、食料システム全体で環境負荷の低減を図るためには、まず第一に食料の生産基盤である農業から、**環境負荷低減を図る持続的な生産方式に切り替えていく必要**があります。一方、生産方式の切り替えには、**生産コストの増加、収量の不安定化等の課題克服が必須**であり、**令和9年度に向けて新たな環境直接支払交付金を設計するために必要な環境負荷低減効果やリスク等のデータを農業者から収集し、制度設計のために必要な調査分析を行います。**

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年まで]

<事業の内容>

1. 環境と調和した農業の主流化に向けた新たな制度の設計のためのデータ収集

環境と調和した農業を主流化するための**新たな環境直接支払交付金の設計に必要な各取組の環境負荷低減効果や生産・経営面に係る導入リスク、コスト等の各データを農業者から収集**します。

環境負荷低減の取組例（みどりの食料システム法の認定対象取組※）

- ・ 土づくりと化学肥料・農薬の使用量削減を一体的に実施する取組
 - ・ 化石燃料の削減等の温室効果ガスの排出量削減の取組
 - ・ 生物多様性保全の取組、プラスチック資材の排出・流出抑制 等
- ※ 各取組について、地域・品目のバランスを考慮して実施主体を募集

2. 新たな制度設計のためのデータ分析等の実施

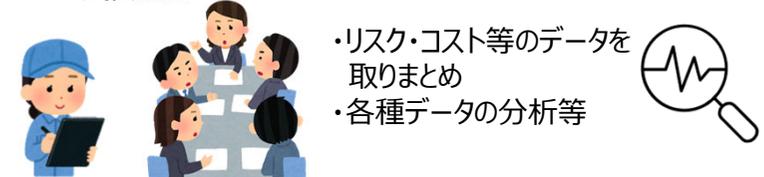
1で収集した各種データについて、**新たな環境直接支払交付金の設計のために必要となる分析等を実施**します。

<事業イメージ>

みどり法認定農業者が行う環境負荷低減の取組のリスク・コスト等のデータを収集



民間団体等



【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

2. 調査対象者等

(1) 調査対象農漁業者の条件

- ・ みどり認定を取得している者
- ・ みどり認定を取得する意向がある者

※ 調査対象生産者の取組転換前後のデータを比較することを基本とする。

(2) 対象類型

- ・ 対象：水田、畑、果樹園、茶園、施設栽培、草地、畜産、漁業、その他

(3) 対象品目

- ・ 対象：水稻、麦、大豆、露地野菜、いも類、飼料作物、施設（野菜、果樹、花き、キノコ）、果樹、茶、花き、さとうきび、てんさい、牧草、畜産（牛、豚、鶏）、養殖漁業

※ 本事業で調査対象とする品目や取組の全てが、必ずしも「新たな環境直接支払交付金」の支援対象になるものではない
(支援対象は調査結果を踏まえ検討)

(4) スケジュール

- ・ 令和7年度中の取組を対象として実施
- ・ 年内に一定の方向性で取りまとめ

3. 調査する取組内容

○ 新たな環境直接支払制度は、みどり認定農業者を支援対象とすることから、みどり法の認定対象取組である「土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う事業活動」、「温室効果ガスの排出量削減に資する事業活動」、「その他バイオ炭などの農林水産大臣が定める事業活動」から選定。

○ 調査対象取組（みどり認定対象取組より選定）：

- ・ 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
（ア有機農業、イ栽培期間中化学肥料・化学農薬不使用、ウ堆肥の施用、
エ緑肥の施用、オ総合防除）
- ・ 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
（カ秋耕、キ長期中干し、ク省エネ機械導入、ケ家畜排せつ物の強制発酵、
コアミノ酸バランス改善の供与、サバイパスアミノ酸等の添加等）
- ・ 農林水産大臣が定める事業活動
（シバイオ炭の施用、スプラ資材排出・流出抑制、セ環境中への窒素・リン酸等の
流出抑制）

※ 各都道府県から新たに支援対象として提案のあった取組についても検討

※ 本事業で調査対象とする取組の全てが、必ずしも「新たな環境直接支払交付金」の支援対象になるものではない（調査結果を踏まえ検討）

4. 調査項目

台帳・
調査票

(1) 取組に要する追加的コスト（定量的調査）

- ・ 事業活動毎に、慣行及び環境負荷低減型の生産体系を比較。
- ・ 農作業に係る労力、使用資材の種類・使用量の相違、使用機材の相違等から必要経費の増加分を算出。
- ・ 近年の資材高騰の状況も反映。

(2) 取組に伴う収量低下、販売価格低下等のリスク（定量的調査）

- ・ 事業活動毎に、慣行及び環境負荷低減型の栽培体系のもとでの収穫量、歩留まり、販売価格、販売・流通に要する経費の相違等から、収量や販売価格低下の状況を算出。

聞き
取り

(3) 取り組む際の心理的障害、取組を決断した要因（定性的調査）

- ・ 調査対象となるみどり認定農業者（もしくは認定志向者）が、環境負荷低減型の生産体系に転換する動機、きっかけ、メリット、不安等をインタビューするとともに、心理的要因を体系化。

(4) 取組の普及状況（定性的調査）

- ・ 事業活動毎に、地方自治体やJAなどの把握している普及状況や現場での推進状況などをヒアリングし、面的な技術の広がりを把握

文献・
ほ場
調査

(5) 取組による環境負荷低減効果（GHG、水質、土壌、生物）（原則定量的調査）

- ・ 事業活動毎に、文献調査及び圃場での分析（土壌分析等）により、各取組の環境負荷低減効果と生物多様性保全に資する効果を算定。

5. 生物調査

- 本調査の中で、有機農業等の取組による環境負荷低減の効果（生物多様性）の評価を行うことを目的として実施。
- 調査及び評価は既往のマニュアル（鳥類にやさしい水田が分かる生物多様性の調査・評価マニュアル、農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル）を参考とする。

（1）水田

① 調査時期

- ・ 水稻を植え付け後中干し前（6～7月）に実施。

② 調査地選定条件

- ・ 環境保全型農業と慣行農業の両方を実施している経営体のほ場（21地権者）を対象
- ・ 北日本地域（岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県の有機、無化肥無農薬、堆肥、緑肥、IPM及び慣行ほ場計42か所で調査）

③ 調査対象

- ・ サギ類、アシナガグモ類、トンボ類、カエル類、水生コウチュウ類、水生カメムシ類、指標植物（ウキクサ類、ジシバリ類、チドメグサ類、ムラサキサギゴケ、ミゾソバ、ヨモギ類）、希少種・絶滅危惧種（任意）

④ 調査方法

- ・ 現地調査：見取り調査、捕虫網・タモ網でのすくい取り調査、周辺環境調査
- ・ 聞き取り調査：冬季灌水の有無、ホタルの目撃情報、除草剤殺虫剤の使用状況

（2）畑

- ・ 実施方法を検討のうえ、秋に実施予定